### カルテレビューに関するご案内

### ○カルテレビューの対象となる患者リストの対象病棟と抽出期間について

患者リストは、受審する機能種別によって対象となる病棟と抽出期間が異なります。患者リストの作成にあたっては、以下の表を参考に受審する機能種別に応じてご準備ください。また、患者リストの項目についても機能種別によって異なりますので、p.35~40 をご確認の上、ご準備ください。

機能種別	対象病棟	対象患者	抽出期間
一般病院 3	全病棟	退院※1、転棟転科※2 した患者	訪問審査前月 1~7 日
精神科病院	すべての精神科病棟	退院患者※1	訪問審査前月
緩和ケア病院	すべての緩和ケア病棟	退院患者※1	訪問審査前月

- ※1 退院患者には在宅復帰、転院、死亡等の患者を含みます。
- ※2 転棟転科した患者は、ベッドコントロール都合で転棟となった患者および、救急、ICU、 HCU 等から転棟転科した患者を除きます。

### ○注意事項

- ・副機能を受審する場合には、以下の例を参考に受審する機能種別の患者リストもご準備 ください。
- ・患者リストの症例数が50に満たない場合は、50になるまで1日ごと期間を遡って作成してください。遡る期間は最長6ヶ月間です。

例:急性期病棟10病棟、精神科病棟2病棟、緩和ケア病棟1病棟の病院が、「主たる機能:

- 一般病院3、副機能:精神科病棟、緩和ケア病棟」で受審する場合
- 一般病院3の患者リスト・・・13病棟すべてが対象

精神科病院の患者リスト・・・・精神科2病棟のみが対象

緩和ケア病院の患者リスト・・・緩和ケア病棟1病棟のみが対象

## m カルテレビューの対象となる患者リストについて(一般病院1、2、

- を2部 (副機能については、同時受審の場合 リスト) ーベイヤー控室に、カルテレビューの対象となる患者リスト(以下、 後日受審の場合:2部)ご用意ください。 (事前にご提出いただく必要はありません。 訪問審査当日のサ
- 以下の症例を1つのリストにまとめて作成してください。
- 死亡等) ①訪問審査前月1~7日の全病棟※1の退院患者(在宅復帰、転院、
- ②訪問審査前月1~7日の全病棟※1の転棟転科した患者※2
- 急性期・地域包括ケア病棟に限る 副機能で一般病院1、一般病院2を受審する場合には、
- ※2 ベッドコントロールの都合で転棟となった患者および、救急・ICU・HCU等から転棟転科した患者を除
- 最長6か月前までとします。)前月1~7日の対象症例数が50を超える場合には、50症例に限定することなく、全量をリストに掲載してください。 (遡る期間は、50症例に満たない場合でも ・リストの症例数が50に満たない場合には50になるまで1日ごとに遡ってリストを作成してください。
- ・リストには次の情報を掲載し、診療科、疾病名で並び替えてください。
- 患者性別 . 0 患者年幣 . 2 4. 在院日数 (上記②の患者は空欄とする) 3. 手術名 1. 診療科 2. 疾病名
- 7. 退院先(自宅、施設、転院、死亡)·転棟転科先
- 以下のイメージはあくまでも一例です。上記1~7の情報が掲載されて、診療科、疾病名で並び替えされていれば、電子カルテから出力された どのような体裁でも差し支えありません。

### ベーメアのユスコ 半串

番号   診療科   手術名   手術名   在院日数   患者年齢   患者性別   影     1   2				成	ふ有 ソヘトのイケーン			
1   1	梅	診療科	疾病名	手術名	在院日数	患者年齢	患者性別	退院先(自宅、施設、転院、 死院、死亡) · 転棟転科先
2     3     4     4     5     6     7     8     9     10	1							
3   4   6   7   6	2							
4     5     6     7     8     9     9     10	3							
5   6   6   6   7     7   8   8   8   8   8     9   9   9   9   9   9     10   10   10   10   10   10	4							
6   6   6   6   6   6   6   6   6   6   6   6   6   6   7	2							
7     8   8   9	9							
8     9   9   10   1	7							
9   10	8							
10	6							
	10							

# 「カルテレビュー」 確認ポイント (一般病院1、2、3)

- ・カルテレビューでは、指定した症例において本表に記載された診療記録を中心に確認します。(診療サーベイヤーは看護の記録も確認し、看護サーベイヤーは医師の 記録も確認します。)なお、審査の状況によっては、本表に記載されていない記録も提示をお願いする場合があります。
- ・1症例目は一通リポイントに沿って確認を行い、2症例目以降は「1症例目で確認できなかった点」や「 確認の過程で課題があると思われた点」に絞って確認します。
- ・カルテレビューの際には、本表に記されている診療記録をサーベイヤーの求めに応じて速やかにご提示いただける方2名(副機能については、同時受審の場合:1名、 後日受審の場合:2名)の同席をお願いします (看護師・診療情報管理士等)

確認ポイント	確認する診療記録 ※適時・適切に記載されているか
1人院時の評価と治療・ケア方針の策定	口入院時初期評価記録 入院の目的、入院時所見(主訴、既往歴、家族歴、現病歴、身体的所見など)の記録
	口看護のアセスメントの記録
	口入院診療計画
	口看護計画
2 説明と同意の実施	口入院時、手術前後の説明と同意の記録 入院診療計画、手術・麻酔同意書、輸血同意書、術後の説明等
	口患者・家族の反応(理解状況等)の記録
3 退院へ向けた支援	口退院計画
4 周術期の対応	口手術記録
	口手術看護記録
5 日常診療・ケア	口医師の回診ごとの記録
	口多職種によるカンファレンス記録(テーマと結果)
	口研修医の記載に対する指導医の記載(カウンターサイン、指導記録)
6 退院時要約の作成	口退院時サマリー
	口看護サマリー(退院時の患者・家族の納得状況等)
7 他の施設との連携	口診療情報提供書(紹介時および逆紹介時)と返書

# カルテレビューの対象となる患者リストについて(精神科病院)

- ・訪問審査当日のサーベイヤー控室に、カルテレビューの対象となる患者リスト(以下、リスト)を2部(副機能については、同時受審の場合:1部、後日受審の場合:2部) (事前にご提出いただく必要はありません。 ご用意ください。
- 転院、死亡等)で、退院時サマリーが完成している症例です。リストの症例数が50に (遡る期間は、50症例に満たない場合でも最長6か月前までとします。 全量をリストに掲載してください。 ・当リストの対象は、精神科病棟における訪問審査前月の退院患者(在宅復帰、 満たない場合には50になるまで1日ごとに遡ってリストを作成してください。 前月の対象症例が50症例を超える場合には、50症例に限定することなく、
- ・リストには次の情報を掲載し、入院形態、疾病名で並び替えてください。
- 患者性別 . ∞ 患者年齢 在院日数 9 ECT実施の有無 2 4. 行動制限の有無 1. 入院時の入院形態 2. 疾病名 3. 診療科
- 9. 退院先(自宅、施設、転院、死亡)
- ・以下のイメージはあくまでも一例です。上記1~9の情報が掲載され、入院形態、疾病名で並び替えされていれば、電子カルテから出力された一覧等、どのような 体裁でも差し支えありません。

### 患者リストのイメージ

の     疾病名     診療科     行動制限の有無     ECT実施の有無     在院目数     連着生齢     連着生粉     (自宅、施政、転路、充土)									
	入院時の入院形態	疾病名	診療科	行動制限の有無	ECT実施の有無	在院日数	患者年齢	患者性別	退院先 (自宅、施設、転院、死亡)

## カルトフビュー確認ポイソト(精神対病院)

- (診療サーベイヤーは看護の記録も確認し、看護サーベイヤーは医師の 記録も確認します。)なお、審査の状況によっては、本表に記載されていない記録も提示をお願いする場合があります。 カルテレビューでは、指定した症例において本表に記載された診療記録を中心に確認します。
- ・1症例目は一通りポイントに沿って確認を行い、2症例目以降は「1症例目で確認できなかった点」や「確認の過程で課題があると思われた点」に絞って確認します。
- ・カルテレビューの際には、本表に記されている診療記録をサーベイヤーの求めに応じて速やかにご提示いただける方2名(副機能については、同時受審の場合:1名、 後日受審の場合:2名)の同席をお願いします(看護師・診療情報管理士等)。

確認ポイント	確認する診療記録 ※適時・適切に記載されているか
1 入院時の評価と入院形態の判定	口入院時初期評価記錄(入院時診療情報:主訴、現病歷、家族歷、既往歷、身体所見等)
	口入院形態の判定と同意能力の評価(任意入院、医療保護入院、措置入院、応急入院)
2 治療・ケア方針の策定	口入院診療計画
	□看護計画
	口看護のアセスメントの記録
3 説明と同意の実施	□入院時の告知(説明)と同意 □(任意入院)医師による本人への告知と同意 □(医療保護入院)精神保健指定医による本人への告知と家族等の同意手続き
	口必要に応じた治療を行う際の説明と同意(輸血、侵襲的な検査、ECT)
	口患者・家族の反応の記録
4 病態に応じた診察や回診の記録	口主治医による診察、精神療法などの記録
5 療養指導、リハビリテーションの実施	□精神科作業療法(説明と同意、訓練と評価の記録)
(相談支援を含む)	口服薬指導記録
	□相談援助記録
6 行動制限の実施	口隔離(指定医による診察と指示、観察記録)
口あり 口なし	口身体拘束(指定医による診察と指示、観察記録)
	□行動制限最小化に向けた多職種カンファレンスの記録
7 退院に向けた支援	口退院支援に向けた多職種カンファレンス(地域援助事業者や家族等を含む退院支援委員会の記録等)
8 退院時要約の作成	口退院時サマリー
	口看護サマリー
9 他の施設との連携	一診療情報提供書(紹介時および逆紹介時)と返書

# カルテレビューの対象となる患者リストについて(緩和ケア病院)

- ・訪問審査当日のサーベイヤー控室に、カルテレビューの対象となる患者リスト(以下、リスト)を2部(副機能については、同時受審の場合:1部、後日受審の場合:2部) ご用意ください。(事前にご提出いただく必要はありません。
- (遡る期間は、50症例に満たない場合でも最長6か月前までとします。 当リストの対象は、緩和ケア病棟における訪問審査前月の退院患者(在宅復帰、転院、死亡等)で、退院時サマリーが完成している症例です。 前月の対象症例が50症例を超える場合には、50症例に限定することなく、全量をリストに掲載してください。 リストの症例数が50に満たない場合には50になるまで1日ごとに遡ってリストを作成してください。
- ・リストには次の情報を掲載し、診療科、疾病名で並び替えてください。
- 転院]) 施設、 6. 前医または紹介医の情報の有無 7. 転帰(在院死亡、退院先[自宅、 5. 患者性别 在院日数 4. 患者年齡 2. 疾病名
- ・以下のイメージはあくまでも一例です。上記1~7の情報が掲載され、診療科、疾病名で並び替えされていれば、電子カルテから出力された一覧等、どのような体裁でも 差し支えありません。

### 患者リストのイメージ

番号	診療科	疾病名	在院日数	患者年齢	患者性別	転帰(在院死亡、 退院先[自宅、施設、転院])
1						
2						
3						
4						
2						
9						
7						
8						
6						
10						

## 「カルテレビュー」 確認ポイント(緩和ケア病院)

- ・カルテレビューでは、指定した症例において本表に記載された診療記録を中心に確認します。(診療サーベイヤーは看護の記録も確認し、看護サーベイヤーは医師の 記録も確認します。)なお、審査の状況によっては、本表に記載されていない記録も提示をお願いする場合があります。
  - ・1症例目は一通リポイントに沿って確認を行い、2症例目以降は「1症例目で確認できなかった点」や「確認の過程で課題があると思われた点」に絞って確認します。
- ・カルテレビューの際には、本表に記されている診療記録をサーベイヤーの求めに応じて速やかにご提示いただける方2名(副機能については、同時受審の場合:1名、 後日受審の場合:2名)の同席をお願いします (看護師・診療情報管理士等)

確認ポイント	確認する診療記録 ※適時・適切に記載されているか
1 入院時の評価と治療・ケア方針の策定	□入院時初期評価記録 入院の目的、入院時所見(主訴、既往歴、家族歴、現病歴、身体的所見など)の記録
	□入院判定会議の記録
	□ケアのアセスメントの記録
	□入院診療計画
	□ケア計画
2 説明と同意の実施	□説明と同意の記録 ケア計画、投薬・注射、身体拘束(抑制)、ACPIこかかる患者・家族の意思確認
	□患者・家族の反応の記録
3 症状緩和の実施	□症状の評価と緩和の実施の記録
4 多職種によるカンファレンスの実施	ロカンファレンス記録(実施の有無と結果)
5 研修医に対する指導	□研修医の記載に対する指導医の記載(カウンターサイン、指導記録)
6 退院·在宅療養支援	□退院計画
	□退院・在宅療養支援の記録
	□退院時サマリー
	□看護サマリー
7 他の施設との連携	□診療情報提供書(紹介時および逆紹介時)と返書
8 臨死期における診療・ケア方針の決定	□臨死期の診療計画
	□臨死期のケア計画